

INFORMATION

●市役所からのお知らせ



人口 21.12.1 現在

()内は前月比

- 人口/325,989人(+39)
- 男/153,751人(+20)
- 女/172,238人(+19)
- 11月分・出生 194人
- ・死亡 252人
- ・転入 558人
- ・転出 461人
- 世帯/134,071世帯(+84)

1 災害時要援護者の 避難支援プランに ご意見を

平常時における地域の要援護者の実態を把握し、災害時に高齢者や障害者などが安全に避難できるよう、情報伝達や避難誘導などの支援活動を進めていくための基本的な考え方をまとめました。このプラン(案)に対する、市民のみなさんの意見を募集します。

様式は問いません。意見、住所、氏名、電話番号を書いて、福祉総務課地域福祉推進室へ郵便かファクス、Eメールで送るか、直接お持ちください。

なお、いただいたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、公表する予定です(個別の回答はしません)。

プラン(案)閲覧場所 福祉総務課地域福祉推進室(市役所福祉棟2階)、市民相談室(市役所本庁舎1階)、土崎支所、西部市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター

※プラン(案)は市ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.akita.jp>

<http://city/wf/mn/w/>

意見募集期間 1月25日(月)まで

●意見提出先・問い合わせ 〒01

0-8560 秋田市役所福祉総務課地

域福祉推進室 ☎(866)2090

ファクス(866)2417

Eメール ro-wfmn@city.akita.jp

2 離職者の家賃や 就労を支援します

解雇などにより離職したかたが就労を確保できるよう、アパートなどの家賃を支給します(月收入と預貯金に上限があります)。なお、支給にあたり、市の就労支援担当者の面接指導を受けていただきます。

対象(①②両方を満たすかた) ①過去

2年以内に離職したかたで、住居を失

った、または失うおそれがあるかた

②公共職業安定所(ハローワーク、ハロ

ーワークプラザ)で求職活動を行うかた

支給期間 最長6か月

支給月額(上限額) 単身世帯は3万円

円、複数世帯は4万円

●受け付け 市役所福祉棟1階の「住

宅手当相談・受付窓口(保護課内)」

☎(866)2096

3 就学援助制度を ご利用ください

市内の小・中学校に通うお子さんがいて経済的に困りかたに、学習に必要な費用、給食費などの一部を援助します。また、昨年12月から父母子加算が算定に加わり、これまで該当にならなかったひとり親世帯のかたが該当になることがありますので、お問い合わせ

わけください。

●問い合わせ・申し込み 学校で配られる申請書に必要事項を書いて、各校または市教育委員会学事課 ☎(866)2243へ提出してください。

4 インターネットで 公用車を売却します

市の公用車1台(トヨタセンチュリー)をインターネットのヤフー・ジャンの「官公庁オークション」で売却します。参加申し込みは2月4日(木)まで、入札は2月18日(木)から25日(木)までです。なお、物件はインターネットで公開しています。詳しくは契約課ホームページをご覧ください。

<http://www.city.akita.jp/city/fn/cn/>

●問い合わせ 契約課

☎(866)2022

5 DV被害者のかたへ 生活支援特別給付金 の申請はお早めに

DV(配偶者からの暴力)被害者のかたに定額給付金と子育て応援特別手当の相当額を支給しています。まだ申請していないかたは、早めに申請を。

対象 平成21年2月1日(基準日)にお

いて配偶者と同居し、秋田市に住んで

いるが、DV被害により、住民登録ま

たは外国人登録の住所変更の手続きが

みんなで文化財を守りましょう!

1月26日(火)の「文化財防火デー」は、昭和24年1月26日に法隆寺金堂で火災が発生したことから始まりました。秋田市にも貴重な文化財がたくさんあります。文化財を火災・地震などの災害から守り、後世に受け継いでいきましょう。

文化振興室 ☎(866)2246



修学資金を支援!

市では、進学などによる経済的負担を軽減するため、下記の支援を行います。

支援1 修学期間内(最長4年)に返済した修学一時資金(教育ローンなど)の利子(学生1人につき最大10万円)を補給します

条件1

- ①申請の3か月以上前から秋田市に住民登録・外国人登録をしている
- ②本人または子どもなどが大学・短大・専門学校に入学予定か、在学している ※在学生の場合は1月以降の借入れが対象
- ③申請者と配偶者の所得の合計が400万円以下 ※事業所得者の場合は300万円以下
- ④市税の滞納がない ※関係課と協議中を除く
- ⑤対象となる金融機関は、秋田銀行、北都銀行、東北労働金庫の市内店舗

支援2 生活福祉資金、母子寡婦福祉資金の借入額と同額を限度に最大10万円を給付します

条件2(条件1の①、②のほかに次の条件が必要)

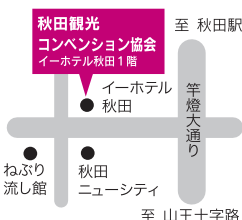
- 県社会福祉協議会生活福祉資金就学支度費を借りているか、母子寡婦福祉資金貸付金就学支度資金を借りている(申請者の所得が400万円以下、事業所得者の場合は300万円以下)
- 「支援1」を受けていない

支援対象資金を借入れした金融機関などの窓口にある申請書に必要な書類を添えて、郵便で〒010-8560秋田市福祉総務課へ。
※詳しくは、対象金融機関などの窓口においてあるチラシをご覧ください。

問い合わせ 福祉総務課 ☎(866)2092

秋田観光コンベンション協会が2月1日(月)から移転します

移転先は大町二丁目2-12(イーホテル秋田1階)です。問い合わせは、秋田観光コンベンション協会 ☎(824)8686へ。



農地制度が改正されました

農地の有効利用を促進することを目的に、昨年12月、農地法などの一部が改正されました。詳しくは、秋田市農業委員会事務局へお問い合わせください。 ☎(866)2270

●**農地利用者の確保・拡大** 農地の権利移動に関する規制が見直され、「農業生産法人以外の法人(業務執行役員のうち1人以上が農業に常時従事)」や「農作業常時従事者以外の個人」も農地の賃借権が設定できるようになりました

●**遊休農地対策の強化** 所有者が分からない遊休農地を、知事の裁定で会社などが利用できるようになりました

●**農地税制の見直し** 相続税の納税猶予が、農地を貸した場合も受けられるようになりました(市街化区域の農地を除く)。

●**農地の相続は届け出が必要に** 平成21年12月15日以降に相続により農地を取得したかたは、おおむね10か月以内に市農業委員会に届け出が必要になりました

●**農地転用規制が厳格に** 許可が不要だった、農地の学校・病院など公共施設への転用が協議制になりました。また、違反転用への罰則が強化(法人の場合は罰金が300万円→1億円)され、県知事による代執行制度が創設されました

●**標準小作料制度が廃止** 農地賃借(10㍓あたり)の実勢価格(下表)を提供することになりました ※秋田市平均12,601円

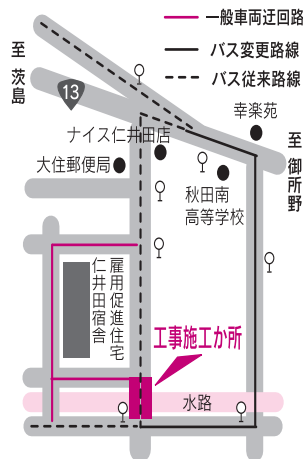
選挙区	農地の賃賃が締結された地域	平均額	最高額	最低額
第1	金足、上新城、下新城、飯島、將軍野	13,395円	22,000円	5,000円
第2	旭川、外旭川、上北手、下北手、広山田、太平	12,605円	20,700円	4,500円
第3	仁井田、四ツ小屋、新屋、浜田、豊岩、下浜	11,624円	18,000円	4,000円
第4	河辺	11,844円	20,000円	6,000円
第5	雄和	12,700円	21,300円	4,800円

6

大住三丁目・四丁目の橋梁部 道路工事に伴う 通行規制を行います

道路改良工事のため、大住三丁目・

できず、定額給付金などを受給できなかったかたとその家族
申請方法 該当するかたは、児童家庭課へご連絡ください。申請書をお送りします。申請書のほか、基準日時点でDV被害者であることを確認できる公的機関の証明書、基準日から申請日までの居住地が確認できる書類、本人を確認できる書類を提出してください。
申請期限 1月29日(金)
問い合わせ 児童家庭課 ☎(866)2094



四丁目の橋りょう部を通行規制します。なお、バスの運行路(大住・のみ野団地線)も午前9時〜午後4時30分、左図のとおり変更になります。ご協力をお願いします。
期間 2月上旬から3月上旬まで、午前9時〜午後4時30分(日、祝日除く)
問い合わせ 道路建設課 ☎(866)2133
秋田中央交通(株) ☎(823)4413